

# 官立無線電信講習所成立に関する一考察

## A Study on the process until public wireless telegraph stations established training

鈴木 晴久 佐藤 史人  
Haruhisa SUZUKI Fumito SATO  
(和歌山県立博物館) (和歌山大学教育学部)

2014年9月30日受理

### Abstract

Human resources development of telephone and telegraph field, had been done in the management training institute of the Ministry of Communications is one of the ministries Initially, demand from the private sector increases, from 1915, and training by the private company separate from the ministries or school meeting was held, through the Association of wireless telegraphy training plant was opened in 1918, was supported by the private sector to demand from the private sector up to 1942.

However, management has been transferred to the Ministry of Communications, training began to be implemented by the country again from 1942.

Through to elucidate empirically the history of the human resources development of the telephone and telegraph field was the development specific and rapid, the present study, it is an object of the present invention is to consider the meaning of the vocational education.

**キーワード：**無線通信、官民の役割、職業人、専門職の養成

### はじめに

海運を含む運輸、通信などについて、佐々木享は「社会経済の脈管系、神経系統の属する分野の要員要養成は、第二次大戦前から、商船学校をのぞき一般に学校制度になじまないとき、各省庁が開設するいわば企業内の教育訓練施設により実施されてきた」<sup>1</sup>と述べている。

無線電信通信従事者に関する養成も、逋信省官吏練習所での養成が、最初であったが、大正4年(1915)以降、民間会社で講座や学校が開かれ、その講座や学校を統一する形で、社団法人「無線電信協会」の管理の下で無線電信講習所が設置されている。その後、この講習所は、昭和17年(1942)に逋信省に管理が移管されている<sup>2</sup>。

これは、新しい情報伝達手段としての急速な技術的発展や社会制度の整備、海運業に不可欠なものとしての業界からの要請、後には戦時体制への突入といった状況等に応えるために、特異な発達過程をたどった産業に必要な人材を育成するための制度であった。

一つの産業が隆盛するという事は、当然そこに専門職として従事する人間を養成する必要がある、その関連を調べる事が職業教育の目的の一つである。そ

のため、それぞれの産業について多くの研究がなされてきた。

他の産業、鉄鋼業を例に見てみると、佐々木享著『最近の鉄鋼産業における職業訓練』(1973、日本鉄鋼産業労働組合連合、依田有弘、山崎昌甫共著)、深見謙介「鉄鋼業における職業技術教育と賃金決定」(1976、大月書店『現代の労働組合運動』第6集)、永田萬享『鉄鋼業における技術者養成機関の再編』(1997、実業教育研究第27巻第2号)、同「鉄鋼業の労働と教育訓練」(2004、北海道大学大学院教育学研究紀要(59)p37-p114)、木村保茂、永田萬享、上原慎一、藤澤建二共著『鉄鋼業の労働編成と能力開発』(2008、お茶の水書房)等、枚挙にいとまがないくらいに多くの研究がある。

しかしながら、電信電話分野の人材育成に関する研究は殆どなされていないのが現状である。

本研究は、無線電信従事者に関する養成が、佐々木のいう「神経系統」に属する分野でありながら、官立、民間、官立と変遷された成立過程とその背景を実証的に解明することで、急速かつ特異な発達をした電信電話分野の人材育成の職業教育における意味を考察することを課題としている。

## 1. 通信省官吏練習所における養成

明治28年(1895)、イタリアのマルコーニが最初の無線電信の実験を行って以来、無線電信は通信手段として急速に発展した。各国は沿岸に無線局を開設し、その数も急増したが、当時使われていた電波の通信可能距離が220km程度であり、船舶が海岸から220km離れると陸上との通信ができなかった。そこで、海上での事故や人命救助に対応するために船舶同士の通信が必要となったが、そのことを含めて無線通信の円滑な使用について国際的なルールを作ることが望まれるようになった<sup>3</sup>。

明治39年(1906)にベルリンで第1回万国無線電信会議が開催され<sup>4</sup>、「国際無線電信条約」が制定され、無線通信の運用方法(通信規則)の統一と無線通信技術の共通化(技術規則)が実施されることになった<sup>5</sup>。

日本においては、明治33年(1900)2月に海軍が軍事利用のために、無線電信調査委員会を設置し、明治36年(1903)には海軍水雷術練習所において、第一回無線電信術練習生60名を採用している。しかしこれは軍事利用を目的としたもので、以降、終戦まで海軍内部での養成であった<sup>6</sup>。

通信省<sup>7</sup>は、上記の国際条約に対応して海岸局を開設するため、明治40年(1907)8月に、通信官吏練習所に無線電信科を設置し、同所の電信科卒業生を中心に無線吏員希望者を募集し、同年12月より第一期生25名の養成が始まった。科目は、無線学、無線実験、通信術、

内国法規、外国法規、英語で、通信局工務課の技師等が講師に当たった。米村嘉一郎によると「在学中は本棒のほかに、月15円の修学手当を給され」、その上「就職の上は60円以下の月手当を加給され」という前触れがあったという。明治41年5月に25名とも卒業し、無線局の開局<sup>8</sup>とともに新しい職に就いた<sup>9</sup>。

その後も、必要に応じて第7期まで養成されたが、表2と表3を大雑把ではあるが比較してみると、最初に設置された15局の無線局に対して25人を養成している。明治43年(1910)には5局増えており、その間の養成人数は9人で、比率的には対応している。さらに、大正4年には76局になり、当初の5倍になっているが、この間の養成も126名であり、当初の5倍である。これは資格を有する者が電波を発信すると無線局となることから、有資格者数の増加に比例したと見ることもできるが、無線局の必要数に応じて人員が養成されたことも推測される。

『日本無線史』によると、大正4年(1915)の無線電信法<sup>11</sup>及び私設無線電信通信従事者資格検定規則の制定公布後は「民間養成が開始されたので、爾後通信官吏練習所では、通信部内で必要とする無線吏員のみを養成を継続した」とあり、第八期から第十一期まで133名の修業生を出したとある。

この数字の比較や大正4年以降の状況を見れば、通信官吏練習所は、公的機関として、必要に応じ、通信省等省庁から生徒を募集し、修了後も通信省等の管轄で職務に従事している。佐々木がいう「(神経系統に属する分野について)各省庁が開設するいわば企業内の教育訓練施設により実施されてきた」という指摘に当てはまるものであった。

無線通信が、通信手段として時代に必要な技術とされ、無線局も次第に増え、それに従事する技術者も必要となっていくという全体的な傾向の中でも、この時期は、関係省庁内でそれを維持するということが原則として保たれたということが出来る。

しかしながら、一方で、船舶局は、設置された船自体が民間の所有するものであり、そこに公的な性格、役割を課しているという点では、初期の官民の混在が見られるということもできる。

表1：日本で最初に設置が認められた無線局

(Clean DENPA NET HP<sup>10</sup>より作成)

海岸局(5局)

銚子海岸局	JCS	明治41年5月16日
大瀬崎海岸局	JOS	明治41年7月1日
潮岬海岸局	JSM	〃
角島海岸局	JTS	〃
落石海岸局	JOI(JOC)	〃

船舶局(10局)

天洋丸	TTY	明治41年5月16日
丹後丸	YTG	明治41年5月26日
伊予丸	YIY	〃
加賀丸	YKG	〃
安岐丸	YAK	明治41年6月9日
土佐丸	YTS	明治41年6月12日
信濃丸	YSN	明治41年7月5日
香港丸	THK	明治41年7月14日
日本丸	TNP	明治41年11月16日
地洋丸	TCY	明治41年12月14日

表2：無線局の数の推移

(Clean DENPA NET HP<sup>12</sup>より作成)

明治41年	15局	昭和元年	1,127局
明治43年	20局	昭和5年	1,656局
大正元年	34局	昭和10年	2,388局
大正4年	76局	昭和14年	3,414局
大正10年	491局	昭和22年	2,630局
大正14年	865局	昭和25年	5,610局

表 3：通信官吏練習所での養成情況

(日本無線史第 6 巻『無線教育及び無線團體史』  
p5～p6 より作成)

	養成期間	養成人数
第 1 期生	明治40年(1907)12月～ 明治41年(1908)4月	25名
第 2 期生	明治42年(1909)6月～同年9月	9名
第 3 期生	明治44年(1911)4月～同年7月	30名
第 4 期生	大正元年(1912)10月～ 大正2年(1913)2月	30名
第 5 期生	大正3年(1914)8月～9月	10名
第 6 期生	大正3年(1914)9月～同年12月	22名
第 7 期生	大正4年(1915)10月～ 大正5年(1916)1月	51名

## 2. 民間会社による養成

大正元年(1912)6月にロンドンで開催された第2回万国無線電信大会において「海上人命安全条約」が締結され<sup>13</sup>、搭載人員50名以上の外国航路船には、無線電信設備を備えることが義務化された。この条約において、無線通信は、遭難通信、航行安全通信が最優先されることとなり<sup>14</sup>、それに伴い、無線電信局は船主が船舶の救難、航行の安全、船舶の事業用の設備として備え付けるものとなった。

また、これに先立ち、アメリカが50人以上を搭載する大洋航行船舶に関して無線電信施設の設置を義務づけたことや、大正3年(1914)に勃発した第一次世界大戦の影響から、危険海域を航行する船舶への無線設備の設置が必要とされた。第一次世界大戦は同時に船舶会社等に活況をもたらし、新造船隻や外国船泊のチャーターが急増し、それに伴う無線通信従事者の需要も急激に伸びた。

日本もこれを受けて、それまで無線通信については「電信法」<sup>15</sup>を準用していたが、大正4年(1915)11月1日付けて新たに「無線電信法」(勅令第186号)を制定、実施し、この第2条において、私設無線通信について幅広く認めた。また、「無線電信法」の施行に伴って「私設無線電信規則」(大正4年(1915)逓信省令第46号)及び「私設無線電信通信従事者資格検定規則」(同第48号)も施行され、私設無線通信を行うためには検定<sup>16</sup>によって資格を得る必要が生じた。

表 4：検定制度の概要(逓信省令第48号より筆者作成)

1. 受験資格 満17歳以上の男女、学歴を問わず。
2. 資格の種類
  - 第一級 私設無線電信の通信に従事できる。
  - 第二級 無線電信法第二条第三号<sup>17</sup>に依る施設以

外の私設無線電信の通信に従事できる。  
無線電信法第二条第三号に依る施設の私設無線電信の補助に従事できる。

第三級 無線電信法第二条第五号<sup>18</sup>に依る施設の私設無線電信に従事できる。それ以外の施設による私設無線電信の補助に従事できる。

3. 検定の種類 試験による検定、銓衡による検定

4. 検定科目

第一級 無線電信学、無線機器の調整及び運用、電気通信術(和文80字、欧文20語)、無線法規-無線法令、英語

第二級 無線機器の調整及び運用、電気通信術(和文50字、欧文12語)

第三級 電気通信術(和文50字、欧文12語)、私設無線法令

5. 銓衡検定 随時之を行行。

電信に依る公衆通信又は無線電信に依る軍用通信に従事し2年以上実務経験を有する者。

こうしたことから、船主は、その所有する船舶に資格ある無線通信従事者を乗船させ、無線通信業務を行わせる責任と負担を負うことになったが、そのための無線通信従事者の大量養成が必要となった。

『日本無線史』によれば、無線通信従事者の養成は、逓信省の所管の下、通信官吏練習所で行われており、こうした状況に対応するため、通信官吏練習所無線電信科第7期生の3分の2の卒業生が船舶会社に転職し、私設無線電信に従事することになったが、さらに大正5年(1916)8月に「船舶会社の急需に應ずるため」、第8期生を募集したとある。

しかしながら、通信官吏練習所では、養成者の人数が限られており、また、逓信省の官吏の養成機関であって、無線通信の初期の段階では養成された無線通信従事者を船舶局勤務として民間の船舶に配置することはあったが、無線通信が一般に定着した状況にあっては、民間のための人員養成は不都合であり、同様に、民間人を官吏の養成施設に入所させることもできなかったため、これ以降、私設無線通信従事者の養成については無線機器製造会社等の主催する講習会等で実施されることとなった。

民間会社による講習会及び学校は、帝国無線電信講習会<sup>19</sup>、日本無線技士学校<sup>20</sup>、東京無線電信講習所<sup>21</sup>の3校であるが、帝国無線電信講習会は逓信省通信局から講師が派遣されるなど、公的な性格を帯びた講習会であったのに対して、日本無線技士学校は、日本無線電信機製作所の技師長(工学士)や大学関係者、民間会社社員等が講師であった。

表 5 : 帝国無線電信講習会卒業者数

	一級	二級
第 1 回		33名
第 2 回	16名	40名
第 3 回	41名	33名
第 4 回	21名	25名
第 5 回	45名(級別不明)	
第 6 回	22名	33名
計	309名	

養成の歴史から見ると、初期の段階では、国の神経系統に関わる分野として、軍事は別として、公的な運用も民間での運用も含めて、官立での養成が試みられたが、その技術的な発展や社会情勢等によって需要が急速に拡大し、官立の施設では充足できなくなったため、また、「国際無線電条約」により、国として船舶局を設置したが、「海上人命条約」により、無線の設置が公ではなく、民間の責任となったために、公的な運用と民間での運用を区別し、その従事者の養成も分離させたのである。

『日本無線史』には、これ以降、逓信省官吏練習所は「逓信省部内無線吏員の養成に専念」し、「私設無線電信の通信従事者たらしめる目的で養成した無線電信科第八期生三十六名を除いては総て逓信省部内無線吏員の養成であった」と記されている<sup>22</sup>。

### 3. 社団法人電信協会無線電信講習所及び 私立無線学校

#### (1) 社団法人電信協会管理無線電信講習所

無線通信従事者に関する需要はその後増大したため、帝国無線電信講習会の譲渡を受け、他の2つの学校をこれに統合する形で、大正7年(1918)12月7日、社団法人電信協会管理無線電信講習所(以下無線電信講習所)が麻布区飯倉町に開設され、大正9年(1920)12月、目黒に新校舎が落成した。

これは、『日本無線史』によると、青山祿郎安中電機製作所長の「(帝国無線電信講習会の事業は)元来其性質上一施設製造会社等に於いて経営すべき事業にあらず」として同社が経営する帝国無線電信講習会を譲渡したいという申し出と、海運業界からの逓信省に対する強い要望によるものであるとしている。

無線電信講習所は、大正7年(1918)12月8日に開設されたが、その翌年1月26日から第一回応募者に対して入学試験を実施している。試験は、体格検査の後、英語2時間、数学3時間、国語と物理が各1時間とされており、それに先立つ協議において、第一回募集学生は授業料が免除された。募集人員は60名であった<sup>23</sup>が合格者は31名で、2月17日から電気

通信術の試修(本入学前の仮の練習)を受け、4月11日日本入学と決定された。

大正9年(1920)10月には別科が開設された。これは無線電信研究会、日本無線電信技師学校及び東京無線電信電話講習会で養成されていた128名を収容するためのもので、これにより民間の機関は無線電信講習会に統一された。

その後、大正13年7月には講習所卒業者に対して銓衡試験を以て資格を附与されることとなり<sup>24</sup>、大正14年12月から小型汽船無線電信通信従事者の養成が認可された<sup>25</sup>。

『日本無線史』には、電信協会管理無線電信講習所の設置について、青山所長の発言と逓信省の「逓通もあって」としか記述されていないが、急速な技術革新とそれに伴う運用の高度化等による無線従事者の質的な向上が求められたと推測される。

無線通信従事者は、上記のように検定試験による資格取得が必要であるが、各級に共通しているのは、「電気通信術」だけであって、「無線電学」や「無線法規-無線法令」、「英語」は第一級のみ、「無線機器の調整及び応用」は第一、二級で第三級には課されなかった。

第三級には私設無線法令が課されていたが、これは第三級が私設無線通信従事者のための級であることを示しており、私設無線法令以外は通信術のみの資格検定であったことから、とにかく無線通信文が打てることを目的としていた。

実際、日本無線技士学校の岡田定幸教務主任は「安中出身者(帝国無線電信講習会)は概ね検定試験に一級を得たが、私の方では三級が多く、二級合格者を十数名も出したのは二年も経過した後のことであった」と述べている<sup>26</sup>。

しかしながら、無線技術が急速に発展するにつれて、社会での役割も大きくなり、特に法規関係等で、高度な知識が求められるようになり、また、検定資格もより上位の資格が求められるようになったのに対して、民間の会社では教育内容等で対応しきれなくなったといえる。実際、上述の岡田定幸は「特に最も大切な法規の教授には本省の升本茂一に依頼したが、その承諾を得るまでに到らず教育の国家的普及の見地から私等大分憤慨していた。」と述べている。

こうしたことから、無線電信講習所における養成については、量だけでなく質においても、従来の民間会社による養成よりも高度なレベルが求められた。それは、設置後に、それまで三校で養成中の生徒128名を最終的に本科ではなく別科に収容したことや、無線電信講習所規則第二条において、「別科生中、学業成績良好ノ者ハ随時之ヲ本科又ハ短期科ニ編入スルコトアルベシ」とあることから、従来の三校の

教育内容が電信協会無線電信講習所に求められている教育内容を満たしていないことや、生徒のレベルが求められているレベルに達していないこととともに類推できる。さらに、「通信官吏練習所電信科卒業生と雖も本科への入学の場合は試験を要すること」という取り決めからも本科に求められたレベルの高さが伺われる。その一方で、量に対応する形で短期講習科も設置されている。

## (2)私立無線学校

昭和6年(1931)に満州事変が勃発して以来、無線通信士の需要は更に増大した<sup>27</sup>が、無線電信講習所での養成が需要を満たせない中で、各地に私立無線学校が創立された。昭和10年までに設立された私立無線学校は5校であったがその後19校に達した。

昭和17年(1942)、通信省電務局がこれらの私立学校を調査した報告書によると、「志願者を銓衡試験(殆ど無試験)に依り無制限に収容し」ている有様で、総生徒数は13811名(昼間部8161名、夜間部5560名<sup>28</sup>)であるが、教師は「其の殆ど大部分有資格者に非ざる者をして之に当たらしめ」ており、「無線通信術教授上充分なるものとは思料し難し」とある。設備についても「入手困難を理由に故意に整備せざるものある如し」とされている。

これらの学校の卒業生で、資格検定合格者は非常に少ない。中野高等無線電信学校は昭和16年度の受験者311名に対して、第一級合格者は無く、第二級合格者7名、第三級合格者10名であり、大阪無線電気学校にいたっては、教育状況は「相当良好」とされながら、昭和16年度の検定試験合格者は第三級1名のみであった。

『日本無線史』によると、卒業生のほとんどが資格を得ないまま機器製作者の下級従業員として就職したが、満州事変以降の需要の増大によって、陸海軍及び満州、支那等における官公施設の無線電信通信士として無資格のまま通信に従事した<sup>29</sup>とある。

## 4. 官立無線電信講習所

昭和17年(1942)4月1日に、勅令第274号をもって、それまで社団法人電信協会が管理していた無線講習所に対し、無線電信講習所官制が交付され、電信協会から通信省へ管理が移管された。さらに通信省告示535号をもって無線電信講習所規則が定められた。『電気通信大学六十年史』には、「日支事変の進展とともに」無線通信士の需要が増大し、質的方面においても「飛躍的向上を期する必要が痛感される」ようになり、そのため、国家助成というよりは、「国立の無線電信学校を設立して」通信士の要請を謀るべきであるという要請が起こったとある。その後、戦線が中国大陸から南太平洋まで拡大し、それに伴い、各地間の通信連絡にあたる軍通信兵を大量に要請する必要があった。『電気通信

大学六十年史』では、「無線通信士の国家的要請は、その量と質的両方面にわたって格段の向上を必要とするに至った」とある。

この官立移管についても、卒業生が全て民間企業に就職することから、本来文部省所管となるところが、上記のとおり、無線電信は政府専掌であり、無線講習所で養成される無線通信士の業務が通信省の指導監督が必要であること、また、通信士資格の附与や無線局に対する選任事務についても通信省が一環統制を行っており、また船舶並びに航空機の無線電信のほとんどが公衆通信に共用されていること等もあって、通信省の管轄下に置かれることになった。

官立無線電信講習所は、無線通信士の質・量ともに向上させることを目的として、学科を次のように改めた。従来、本科、選科、特科の三科制であったが、第1部(船舶向け通信士)、第2部(航空機向け通信士)、第3部(陸上無線局向け通信士)の三部制とし、それぞれに学科を設けている。これは、昭和13年(1938)に通信省令第94号によって、新たな無線通信士の資格として航空級が加わったものに対応するためである。

また、私立の無線学校については、昭和18年(1943)の閣議決定により閉鎖されたので、その施設の一部を使用して、東京第一支所(板橋区)、東京第二支所(渋谷区)、大阪支所(大阪府中河内郡大江町)が設置され、それに合わせて、表7に示す臨時の学制が定められた。

さらに、昭和18年(1943)に運輸通信省<sup>30</sup>が設置されたので、同省通信院の管轄となり、熊本支所、仙台支所が開設された。その後も終戦まで、支所を多数設置した。

この支所として設立されたうちの仙台、大阪、熊本支所が戦後の国立電波高等学校の前身である。このうち、大阪支所を例にとってみると、昭和18年10月1日に、私立大阪電気通信学校を吸収して、官立無線電信講習所大阪支所が設立された。学制は表8に示すが、ここに設置されている別科は、修業年限、入所資格、附与資格等から見て、前述の別科とは異なり、高度な特別の科という意味である。

その後、戦争の激化に伴い<sup>31</sup>、昭和20年(1945)4月1日に官制を改正し、名称を中央無線電信講習所と改称し、板橋、大阪、熊本、仙台の各支所を、無線電信講習所として独立させた。さらに防府、岡山、大洲の各地に無線電信講習所を新設して、これらの地域からの出身者を帰省させて、疎開授業を行ったと『電気通信大学60年史』に記載されている。

社団法人電信協会から通信省へ移管されたのは、戦局が進む中での国家統制が主であると類推されるが、それと同時に、私立の無線学校を統合し学制を立て直して、無線通信従事者の質を向上させる狙いもあったが、戦局が進むにつれて、需要の急増や施設の損失等により、総ての面で育成のシステムが崩壊していった。

表 6 : 官立無線電信講習所の学科(『電気通信大学60年史』より作成)

部	科	収容人員	修 行 年 数			入 学 資 格
			席上	練習	計	
第 1 部 (船舶向け通信士)	高等科	500人	2 年	1 年	3 年	中学校 4 年修了
	普通科	500人	1 年	1 年	2 年	
	特科	200人	6 ヶ月	6 ヶ月	1 年	中学校 2 年修了 国民学校高等科卒業
第 2 部 (航空機向け通信士)	高等科	100人	2 年	1 年	3 年	中学校 4 年修了
第 3 部 (陸上無線局向け通信士)	高等科	50人	2 年		2 年	
	普通科	50人	1 年		1 年	

表 7 : 臨時の学科

科 名		修業年数	入 学 資 格	附 与 資 格
特科		6 ヶ月	高等小学校卒	無線通信士 3 級
実科	甲	4 ヶ月	中学校三年修了	無線通信士 3 級
	乙	6 ヶ月	高等小学校卒	無線通信士 3 級
	丙	8 ヶ月	尋常小学校卒	無線通信士 3 級
選科		2 年	中学校四年修了	無線通信士 2 級
別科		1 年	選科卒業	無線通信士 1 級

表 8 : 官立無線電信講習所大阪支所の学科

	修業年限	入所資格	附与資格	入所者数	卒業者数	卒業年月日	
別科	2 年	旧中学卒業程度	一通	57	40	S 19.12.20	
選科	甲	旧中学三年 修了程度	二通	8 ヶ月	58	54	S 19. 5 .18
	乙			10 ヶ月	125	112	S 19. 7 .31
	丙			12 ヶ月	90	83	S 19.10. 1
実科	甲	国民学校 高等小学校程度	三通	4 ヶ月	410	379	S 19. 2 .15
	乙			6 ヶ月	432	374	S 19. 4 . 1
	丙			8 ヶ月	390	352	S 19. 5 .18

この戦争末期のシステム崩壊が、戦後の育成制度に大きな影響を与えていったと考えられる。

#### おわりに

無線通信はほぼ20世紀に入ってから急速に発達した分野であり、技術的な面での発達に伴い、情報伝達手段として社会的役割が見出されるようになった。日本においても、その発達や世界での状況に合わせて制度等を整えてきた。

その担い手である無線通信従事者の養成についても、国の「神経系統」であり、専門技術であると同時に、国際条約による検定の実施、急速な需要の拡大、国の情勢等に大きく影響を受け、所管、制度等において変遷を繰り返した。

初期の段階では、国の神経系統として、通信省官吏練習所において養成されたが、国際条約等による無線

通信の位置付けの変化とともに、海運業等の民間事業に従事する分については民間で養成するよう、官民が分離し、その質の向上の為に研究機関であった電信協会を社団法人化してその任に当たさせた。しかし、それも第二次世界大戦中に、再び官立に移管されている。それは、量の養成と質の保証の両方を担保するための措置としてなされたが、結局、戦局の進行とともにシステムが崩壊していった。

無線通信従事者の養成は、その急速な発達とそれに伴う社会での需要に応えるため、また、もともと無線通信が持っていた軍需等の国家的な役割と運輸等の民間的な役割もあって、職業人、専門職の養成として特異な発達を遂げた。

日本の学校教育が明治以来の国家統制によって中央集権的に整えられたのに対して、無線通信従事者の養成は、官から民へ、それからまた官へというように、

その時々的情勢や無線に関する技術等の発達に対応して、柔軟性をもって対応した。

こうした柔軟性をもって社会に対応している点において、職業人、専門職の養成の一つの特長を示したものと見える。

この論では戦時中までの養成について述べたが、こうした変遷は戦後の無線通信の教育制度にも大きく影響していると考えられる。今後は戦後の無線通信の教育制度についても解明し、無線通信教育の教育学上における意味について考察を深め、しいては専門教育の意義について研究を深めたいと考えている。

#### 注

- 1 『現代教育史事典』（平成13年(2001)12月10日）p287
- 2 『日本無線史』第6巻「無線教育及び無線團體史」（昭和26年2月25日発行）より。
- 3 Clean DENPA NET(電波適正利用推進員協議会)HPより作成 <http://www.cleandenpa.net/02/>
- 4 明治36年(1903)に万国無線電信会議の予備会議が開かれているが、日本は出席していない。
- 5 日本がこの条約に批准したのは明治41年(1908)であった。
- 6 陸軍も大正期に入って、同様の組織で無線電信要員を養成したが、海軍と同じく内部での運用であった。
- 7 明治18年(1885)内閣創設に際して発足した省庁で、交通・通信・電気を管轄していた。
- 8 明治41年(1908)4月「無線電報規則」、同年6月「外国無線電報規則制定」、同年5月から銚子無線電信局と天洋丸等の船舶無線電信局との間で公衆無線電報の取扱いを開始、7月から国際無線通信を開始。
- 9 『日本無線史』第6巻「無線教育及び無線團體史」p4
- 10 <http://www.cleandenpa.net/02/>
- 11 大正4年(1915)6月21日法律第26号、昭和25年(1950)電波法附則第2項により廃止された。
- 12 注3、注10と同じ。
- 13 明治42年(1909)のリバプリック号事件、明治45年(1912)のタイタニック号事件等により、海上での安全における無線電信の重要性が認識され、イギリスやアメリカ等で無線電信の船舶設置に関する法律が立法化され、それを受ける形で条約が締結された。
- 14 条約では、遭難通信、航行安全通信(広義には気象通信、衛星通信、医療通信を含む)、次に海運業務管系の通信、次に公衆通信(乗客、乗員の私的電報等)、文化通信(新聞等)とされている。
- 15 明治33年(1900)10月10日逓信省令第59号、電信及び電話に関する基本的な国の権限を規定した法律。有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法の施行により昭和28年(1953)8月1日廃止。
- 16 受験資格者は満17歳以上の男女で学歴を問わず、第一級から第三級の種別があり、級ごとに試験科目も異なり、また実務、学歴による銓衡検定も認められていた。
- 17 電報送受ノ爲電信官署トノ間ニ施設者ノ専用ニ供スル目的ヲ以テ電信、電話、無線電信又ハ無線電話ニ依ル公衆通信ノ連絡ナキ陸地又ハ船舶ニ施設スルモノ
- 18 無線電信又ハ無線電話ニ關スル實驗ニ専用スル目的ヲ以テ施設スルモノ
- 19 大正5年(1916)9月11日に株式会社安中電機製作所に創設された。同講習会は、計6回開講され、入所者数365名中、309名が卒業し、一級検定合格者数122名、二級検定合格者数161名を出したと『日本無線史』に記録されている。
- 20 大正7年(1918)11月、合資会社日本無線電信機製作所によって創設され、大正9年(1920)10月に社団法人電信協会管理無線電信講習所に統合されるまで、20数名の一級、二級検定合格者を出したと『日本無線史』に記録されている。
- 21 大正9年(1920)、東京無線電信電話製作所によって9月開講予定で準備されたが、同年6月に私立の無線通信従事者養成機関が電信協会に統一されることになったため、そこに吸収されたと『日本無線史』に記載されている。
- 22 『日本無線史』第6巻「無線教育及び無線團體史」（昭和26年2月25日発行）p2、p7より。
- 23 応募者数は不明。
- 24 第一次認定試験においては別科に対して資格附与は認められず、本科生においても第二級止まりであったが、その後の改正により、本科卒業生は成績により甲乙に分け、甲は第一級、乙は第二級、別科卒業生については、甲は第二級、乙は漁船級の資格を与えられた。
- 25 特科として大正14年10月から昭和17年8月まで2017名の卒業生を輩出している。
- 26 『日本無線史』第6巻「無線教育及び無線團體史」（昭和26年2月25日発行）p12
- 27 ラジオの普及、海事並びに航空業界の認知度等の向上により、卒業後の好待遇等により、無線電信講習所の入学希望者が増加したが、無線電信講習所では収容しきれなかったことも原因の一つである。
- 28 『日本無線史』による。数字は『日本無線史』に記載されたまま。
- 29 中野高等無線電信学校は5割8分、東京港乙無線電信学校は5割1分、東京第一無線工科学校は4割6分が通信関係に従事しているとある。
- 30 戦時中の海陸輸送体制を総合的に所管する組織として、逓信省と鉄道省を統合して設置された。
- 31 度重なる空襲により、場所を移転する必要があった。